

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規則

作成部署：	総務人事課
改定部署：	総務人事課
承認者：	理事会・評議員会
初版承認日：	2015年3月30日
最終改定日：	2018年6月20日
周知対象：	役員・評議員

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人三井記念病院（以下、「本法人」という）の定款第八条及び第二二条第1項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規則において、次の号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常務理事とは、理事のうち本法人を主たる勤務場所とし、本法人の職務に専任し、基本的に本法人の職員と勤務時間を同じくする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常務理事以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第五条から第八条に基づき置かれるものをいう。
- (5) 報酬等とは、職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の実費相当額の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等)

第3条 非常勤役員が、理事会に出席した場合及び評議員が評議員会に出席した場合は、出席の都度、本法人に届けている地区から、理事会及び評議員会出席にかかる交通費、宿泊費、日当を報酬等として別表1に基づき支給することができる。なお、別表1に定める金額は、源泉徴収後の金額とし、各年度の総額は、非常勤役員に対しては二十万円、評議員に対しては三百万円とする。

2. 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用)

第4条 本法人は、役員及び評議員がその職務遂行に当って負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

2. 常務理事には、通勤に要する費用として別に定める「通勤費支給規程」により支給す

る。

別表 1

地区	報酬等 (円)
関東地方	20,000
中部・東北地方	40,000
北陸・近畿地方	50,000
中国・四国地方	70,000
九州・北海道地方	90,000

以上

改定履歴

版番号	初版承認日 改定日	改定内容
初版	2015年3月30日	初版策定
第2版	2017年6月21日	社会福祉法改正により評議員会にて再度承認
第3版	2017年12月18日	第3条にて報酬は定めていないとしていたが、東京都の実施検査による指摘を受け、報酬等の支給について明確化
第4版	2018年6月20日	第3条にて報酬総額を規定